

レンタル約款

この度は、三和商工株式会社のレンタルサービスをご利用いただきありがとうございます。

お客様は三和商工株式会社のレンタルサービスのご利用に際し、お客様と三和商工株式会社との間の個別のお取り決め（お客様からの注文書と弊社からの個別確認書(仕様書)。以下「個別契約」といいます。）のほか、下記の共通取引約款（以下「本約款」といいます）を適用させていただきますので、本約款についてご了承いただくものとします。

契約条項

お客様（以下「甲」という）と三和商工株式会社（以下「乙」という）は、甲と乙との間の機器賃貸借取引（レンタルサービス）について、別途定める個別契約のほか、本約款により次の通り基本事項を定める。

第1条（レンタルサービス）

- 1 乙は甲との間で取り決めた機器を（以下「レンタル物件」という）を賃貸（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受ける。
- 2 レンタル物件の対象機器、数量、レンタル期間、費用等について、本約款に定めのない事項は個別契約の定めに従う。
- 3 個別契約において、本約款とことなる事項を定めた場合、個別契約の規定が優先する。

第2条（レンタル期間）

- 1 レンタル期間は個別契約の通りとし、乙が甲に物件を引き渡した当日から起算し、返却日をレンタル期間終

了日とする。

- 2 甲がレンタル期間の延長を希望する場合はレンタル期間が満了する7日前までに乙に申し出るものとする。
- 3 個別契約を延長する場合は、新たに個別契約書を作成する

第3条（レンタル料）

- 1 甲は乙に対して個別契約に定めたレンタル料を個別契約によって定めた支払方法によって支払う。
- 2 甲の都合により、レンタル物件の出荷日当日、もしくは出荷後にキャンセルとなった場合、物件の引き渡し前であっても甲は乙に対して個別契約に定めた所定のキャンセル料金を支払うものとする。
- 3 レンタル期間の延長の場合には、甲は乙に対し、改めて締結した個別契約により定めた金額及び支払い方法に基づきレンタル料を支払うものとする。

第4条（物件の引き渡し、運送費送料）

乙はレンタル物件を日本国内の甲の指定する場所において引き渡し、それに要した運送費等の費用は甲の負担とし、甲は、最初のレンタル料の支払い時にこれを一括して乙に支払うものとする。

第5条（担保責任）

- 1 乙は甲に対して、レンタル物件の引き渡し時において物件が契約の 내용에 適合し正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。
- 2 甲が乙に対してレンタル物件の引き渡し後48時間以内に書面（メール及びFAX可）によりレンタル物件が契約の 내용에 適合しないことを通知しなかったときは、レンタル物件は契約の 内合に 適合し正常な状態を備え

て引き渡されたものとする。

- 3 レンタル物件引き渡し後の甲の責に帰すべからざる事由によってレンタル物件が正常に作動しなくなった場合、乙はレンタル物件を修理又は取り替えるものとする。この場合において、レンタル物件が正常に作動しない間のレンタル料は生じない。
- 4 前項の場合、レンタル物件の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合、乙はレンタル契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し損害賠償の責めに負わない。

第6条（レンタル物件の保管、使用、維持）

- 1 甲は、レンタル物件の保管、使用に当たり、善良なる管理者により細心の注意をもってこれを取り扱うものとする。
- 2 甲は、乙の書面による事前承諾なく、レンタル物件の分解、改造、加工等をしないことはもちろん、第三者に対する賃借権の譲渡又は物権の転貸しをしてはならない。
- 3 レンタル物件自体又はその設置、保管若しくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償する。
- 4 甲は、レンタル物件を譲渡又は担保権を設定するなど、乙の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。
- 5 甲は、レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその自体を解消させるものとする。

第7条（レンタル物件使用等に起因する損害）

レンタル物件の不動作あるいは故障に起因して、レンタル期間中に甲又は第三者に何らかの損害が発生した場合、乙は、甲又は第三者に対し直接及び間接を問わず一切の損害賠償の責任あるいは負担を負わないものとし、第三

者に生じた損害については、甲が甲の責任と負担でこれを解決する。

第8条（ソフトウェアの複製等の禁止）

レンタル物件の全部又は一部にソフトウェアが含まれる場合、甲はそのソフトウェアに関して次の行為をしてはならない。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアの全部又は一部を第三者に譲渡若しくはその再使用権を設定すること。
- (2) ソフトウェアをレンタル物件以外のものに使用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更又は改作すること。

第9条（レンタル物件の滅失、毀損）

- 1 レンタル物件の返還までに生じた物権の滅失、毀損又はレンタル物件の返還不能についての危険は、天変地異その他の原因の如何を問わず全て甲が負担する。但し、通常の使用による損耗は、この限りではない。
- 2 レンタル物件が滅失（修理不能又は所有権の侵害を含む）した場合、又はレンタル物件が返還不能になった場合には、甲は乙に対して個別契約締結時における機器の正規の販売代金を支払うものとする。
- 3 レンタル物件が毀損（所有権の制限を含む）した場合には、甲は自己の費用でレンタル物件を完全な状態に復元又は修理する義務を負う。この場合、復元又は修理は、乙にて行う。
- 4 第3項の場合、甲はレンタル物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中のレンタル料の支払義務を免れないものとする。

第10条（反社会勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会勢力」という）ではないこと。
- 2 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと。
- 3 反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 4 本約款が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - (1)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第 11 条（契約の解除）

甲が本約款及び個別契約に違反した場合並びに次の各号の一に該当した場合には、乙は催告をせず通知のみにより本約款本約款を解除することができる。この場合、甲は乙に対し、未払いレンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払い、乙になお損害があるときはこれを賠償する。

- (1) レンタル料の支払いを一回でも遅滞したとき。
- (2) 支払いを停止、又は手形・小切手を不渡りにしたとき。
- (3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申し立てがあったとき。
- (4) 事業を休廃止、解散したとき、又はその信用を喪失したとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、レンタル物件に修理不能の損害を与え、又は滅失したとき。

第 12 条（レンタル物件の返還）

- 1 本約款がレンタル期間満了により終了したとき、又は前条の規定によって契約が解除されたときは、甲はレンタル期間満了日までにレンタル物件を乙の指定する場所へ甲の費用で直ちに返還する。
- 2 前項の場合において、甲の責によりレンタル物件を返還しなかったときは（滅失を含む）甲は乙に対し販売代金を支払うものとし、毀損したレンタル物件を返還したときは、甲は乙に対してレンタル物件の復元又は修理に要する費用を支払うものとする。
- 3 レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、甲はそのデータを消去して乙に返還するものとし、返還後のレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの消失又は漏洩等に起因して甲その他第三者に生じた損害に関して、乙は一切責任を負わないものとする。
- 4 甲が乙にレンタル物件の返還を遅延したときは、期限の翌日から返還完了日までにつき、甲は乙にその日数分のレンタル料に相当する遅延損害金を支払うものとする。

第 13 条（環境汚染物質下での使用及び危険物の返還について）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下汚染物質等という。）の環境下でレンタル物件を使用しないこととする。
- 2 レンタル物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとする。汚染されたレンタル物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産等に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。
- 3 放射線源、劇薬、その他危険物質（以下危険物質という。）を、乙の承諾なしに、乙に返還してはならない。
- 4 乙の承諾がないままに危険物質が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産等に損害が生じた場合、

甲が一切の責任を負わなければならない。

第 14 条（費用及び消費税等の負担）

1. 本約款及び個別契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲が負担する。
2. レンタル物件の引き渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、甲の負担とする。
3. 甲は、レンタル期間の時点における税法所定の税率による消費税額をレンタル料に加算して支払うものとする。

第 14 条（支払遅延損害金）

甲がレンタル料に基づくレンタル料及び代替レンタルレンタル物件の購入価格相当額その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、甲は、支払うべき金額に対し支払期限の翌日からその完済に至るまで、年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第 15 条（裁判管轄）

甲と乙は、本約款及び個別契約についての全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意する。

以上

2020 年 8 月 25 日作成